



原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成26年8月25日現在

| 青森県 |                  | 出荷制限  |
|-----|------------------|---|
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。)  | 青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町   |
| 岩手県 |                  | 出荷制限  |
| 野菜類 | 原木クリタケ(露地栽培)     | 一関市、奥州市   |
|     | 原木シイタケ(露地栽培)     | 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町   |
|     | 原木ナメコ(露地栽培)      | 大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市  |
|     | キノコ類(野生のものに限る。)  | 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町   |
|     | タケノコ             | 一関市、陸前高田市、奥州市   |
|     | こしあぶら            | 盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市、奥州市、住田町   |
|     | ぜんまい             | 一関市、奥州市、住田町   |
|     | せり(野生のものに限る。)    | 一関市、奥州市   |
|     | わらび(野生のものに限る。)   | 一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町   |
| 雑穀  | 大豆               | 一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)  |
| 水産物 | クロダイ             | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域  |
|     | スズキ              |   |
|     | イワナ(養殖を除く。)      | 磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)  |
|     | ウグイ              | 岩手県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)  |
| 肉   | 牛の肉*             | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。   |
|     | シカの肉             | 全域  |
|     | クマの肉             | 全域  |
|     | ヤマドリの肉           | 全域  |
| 宮城県 |                  | 出荷制限  |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培)     | 仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町   |
|     | タケノコ             | 白石市、栗原市、丸森町(旧耕野村の区域を除く。)  |
|     | キノコ類(野生のものに限る。)  | 栗原市、大崎市   |
|     | くさそてつ(こごみ)       | 気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町  |
|     | こしあぶら            | 気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町  |
|     | ぜんまい             | 気仙沼市、大崎市、丸森町  |
|     | たらのめ(野生のものに限る。)  | 気仙沼市、栗原市、大崎市  |
| 穀類  | 米(平成25年産)        | 栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)   |
| 水産物 | クロダイ             | 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域  |
|     | スズキ              |   |
|     | イワナ(養殖を除く。)      | 一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。) |
|     | アユ(養殖を除く。)       | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白幡堰堤の上流を除く。)  |
|     | ヤマメ(養殖を除く。)      | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)   |
|     | ウグイ              | 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)  |
| 肉   | 牛の肉*             | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。   |
|     | イノシシの肉           | 全域  |
|     | クマの肉             | 全域  |
| 山形県 |                  | 出荷制限  |
| 肉   | クマの肉             | 全域  |
| 茨城県 |                  | 出荷制限  |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培)     | 土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町   |
|     | 原木シイタケ(施設栽培)     | 土浦市、鉾田市、茨城町   |
|     | タケノコ             | 石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村   |
|     | こしあぶら(野生のものに限る。) | 日立市、常陸太田市、常陸大宮市   |
| 水産物 | コモンカスベ           |   |
|     | シロメバツル           | 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域  |
|     | スズキ              |   |
|     | マダラ              |   |
|     | イシガレイ            | 最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域   |
|     | ヒラメ              |   |
|     | アメリカナマズ(養殖を除く。)  | 霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川  |
|     | ギンブナ(養殖を除く。)     |   |
| 肉   | ウナギ              | 茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)   |
|     | イノシシの肉           | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。.   |

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成26年8月25日現在

| 栃木県 |                      | 出荷制限   |
|-----|----------------------|--|
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培)         | 宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町を除く。)、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町<br>芳賀町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。) |
|     | 原木シイタケ(施設栽培)         | 日光市、大田原市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町<br>鹿沼市、矢板市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)  |
|     | 原木クリタケ(露地栽培)         | 宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町   |
|     | 原木ナメコ(露地栽培)          | 佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町  |
|     | キノコ類(野生のものに限る。)      | 鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町  |
|     | タケノコ                 | 日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町   |
|     | くさてつ(こごみ)(野生のものに限る。) | 大田原市、那須塩原市、那須町   |
|     | こしあぶら(野生のものに限る。)     | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町   |
|     | さんしよう(野生のものに限る。)     | 宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市  |
|     | ぜんまい(野生のものに限る。)      | 鹿沼市、日光市、那須町  |
|     | たらめ(野生のものに限る。)       | 宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町   |
|     | わらび(野生のものに限る。)       | 宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市  |
|     | クリ                   | 大田原市、那須塩原市、那須町   |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。)          | 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)   |
| 肉   | 牛の肉*                 | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。  |
|     | イノシシの肉               | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。   |
|     | シカの肉                 | 全域   |
| 群馬県 |                      | 出荷制限   |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。)      | 沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村  |
| 水産物 | イワナ(養殖を除く。)          | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)  |
| 肉   | ヤマメ(養殖を除く。)          | 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)   |
|     | イノシシの肉               | 全域   |
|     | クマの肉                 | 全域   |
|     | シカの肉                 | 全域   |
| 埼玉県 | ヤマドリの肉               | 全域   |
|     | キノコ類(野生のものに限る。)      | 鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町  |
| 千葉県 |                      | 出荷制限   |
| 野菜類 | 原木シイタケ(露地栽培)         | 千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市<br>山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)   |
|     | 原木シイタケ(施設栽培)         | 君津市、富津市<br>山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)   |
|     | タケノコ                 | 柏市、我孫子市、白井市、栄町   |
| 水産物 | ギンブナ                 | 手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)  |
|     | コイ                   |  |
|     | ウナギ                  | 千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)   |
| 肉   | イノシシの肉               | 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。   |
| 新潟県 |                      | 出荷制限   |
| 肉   | クマの肉                 | 全域(佐渡市及び栗島浦村を除く。)  |
| 山梨県 |                      | 出荷制限   |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。)      | 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村   |
| 長野県 |                      | 出荷制限   |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。)      | 小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町   |
|     | こしあぶら                | 長野市、中野市、軽井沢町、野沢温泉村   |
| 静岡県 |                      | 出荷制限   |
| 野菜類 | キノコ類(野生のものに限る。)      | 富士宮市、富士市、御殿場市、小山町  |

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

# (参考資料2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年8月25日現在

| 福島県                       | 出荷制限  |
|---------------------------|---|
|                           | <b>H23.3.21～: 下記の地域以外</b><br>H23.3.21～4.8解除: 喜多方市、猪俣町、猪苗代町、三島町、余津美里町、下郷町、南会津町<br>H23.3.21～4.19解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市(旧郡都村の区域を除く)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷町、喜多方市、猪俣町、三郷町、矢祭町<br>H23.3.21～4.21解除: 相馬市、新地町<br>H23.3.21～5.1解除: 南相馬市(福島県のうち、島崎、大内、川子及び皆崎を除く区域に限る)、川俣町(山木原の区域を除く)。<br>田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋)、原町区馬場字横川、原町区馬場字裏師番、原町区片倉字津井及び原町区大原字和田城の区域を除く)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。<br>会津若松市、桑折町、天栄村、猪苗代町、北塙原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、楢葉町(東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。  |
| 原乳                        | <b>H23.3.21～5.1解除: 南相馬市(福島県のうち、島崎、大内、川子及び皆崎を除く区域に限る)、川俣町(山木原の区域を除く)。</b><br><b>H23.3.21～: 下記の地域以外</b><br>H23.3.21～3.4解除: 白石市、いわき市、矢吹町、猪倉町、矢祭町、塙町、西郷町、泉崎町、中島町、鶴川村<br>H23.3.21～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、猪俣町、猪苗代町、会津坂下町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代町<br>H23.3.21～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字裏師番、原町区片倉字津井及び原町区大原字和田城の区域を除く)。<br>H23.3.21～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村<br>H23.3.21～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、会津坂下町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代町<br>H23.3.21～11.4解除: 広野町、内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。<br>H23.3.21～H23.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。 |
| 非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)     | <b>H23.3.23～: 下記の地域以外</b><br>H23.3.23～5.4解除: 白石市、いわき市、矢吹町、猪倉町、矢祭町、塙町、西郷町、泉崎町、中島町、鶴川村<br>H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、猪俣町、猪苗代町、会津坂下町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代町<br>H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字裏師番、原町区片倉字津井及び原町区大原字和田城の区域を除く)。<br>H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村<br>H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木原の区域を除く)、大玉村<br>H23.3.23～11.4解除: 広野町、内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。<br>H23.3.23～H23.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。   |
| 結球性葉菜類(キャベツ等)             | <b>H23.3.23～: 下記の地域以外</b><br>H23.3.23～4.1解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、猪俣町、猪苗代町、会津坂下町、猪津町、三島町、余津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代町<br>H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村<br>H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木原の区域を除く)、大玉村<br>H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字裏師番、原町区片倉字津井及び原町区大原字和田城の区域を除く)。<br>H23.3.23～10.28解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。<br>H23.3.23～H23.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。  |
| アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等) | <b>H23.3.23～: 下記の地域以外</b><br>H23.3.23～4.27解除: 白石市、矢吹町、猪倉町、矢祭町、塙町、西郷町、泉崎町、中島町、鶴川村<br>H23.3.23～4.27解除: いわき市<br>H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村<br>H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、喜多方市、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、余津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代町<br>H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字裏师番、原町区片倉字津井及び原町区大原字和田城の区域を除く)。<br>H23.3.23～10.28解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。<br>H23.3.23～H23.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。   |
| 野菜類                       | <b>H23.3.23～: 下記の地域以外</b><br>H23.3.23～5.4解除: 郡山市、喜多方市、猪苗代町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、余津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代町<br>H23.3.23～5.18解除: いわき市、南会津町、下郷町、猪苗代町、只見町<br>H23.3.23～6.23解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字裏师番、原町区片倉字津井及び原町区大原字和田城の区域を除く)。<br>H23.3.23～11.4解除: 広野町、内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。<br>H23.3.23～H23.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。  |
| カブ                        | <b>H23.3.23～: 下記の地域以外</b><br>H23.3.23～5.4解除: 郡山市、喜多方市、猪苗代町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、余津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代町<br>H23.3.23～5.18解除: いわき市、南会津町、下郷町、猪苗代町、只見町<br>H23.3.23～6.23解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字裏师番、原町区片倉字津井及び原町区大原字和田城の区域を除く)。<br>H23.3.23～10.28解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。<br>H23.3.23～H23.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。  |
| 原本しいたけ(露地栽培)              | <b>H23.4.13～: 伊達市、福島市、相馬市、喜多方市、猪苗代町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、余津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代町</b><br><b>H23.4.15～: 猪苗代町</b><br><b>H23.4.15～: 本宮市</b><br>H23.4.13～5.16解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、新地町<br>H23.4.13～5.23解除: 川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。  |
| 原本しいたけ(施設栽培)              | <b>H23.4.13～: 伊達市、福島市、相馬市、喜多方市、猪苗代町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、余津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代町</b><br><b>H23.7.22～: H23.7.11解除: 新地町</b><br>H23.7.19～: H23.7.11解除: 本宮市<br>H23.7.11～: 川内村   |
| 原本ナメコ(露地栽培)               | <b>H23.10.18～: 福島市、いわき市</b><br>H23.9.6～: 福島市、猪苗代町、猪苗代町、喜多方市、猪苗代町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、余津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代町   |
| キノコ類(野生のものに限る。)           | <b>H23.10.15～: 伊達市、福島市、相馬市、喜多方市、猪苗代町、猪苗代町、喜多方市、北塙原村、西会津町、余津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代町</b><br>H23.10.15～: 喜多方市<br>H24.10.11～: 猪苗代町<br>H24.10.18～: 金谷坂下町、北塙原村<br>H25.8.26～: 下郷町<br>H25.10.1～: 金谷坂下町<br>H25.10.3～: 只見町<br>H25.11.12～: 金谷坂下町<br>H25.8.25～: 北塙原村   |
| たけのこ                      | <b>H23.8.9～: 伊達市、福島市、相馬市、三春町</b><br>H23.5.13～: 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷町<br>H23.5.9～5.30解除: 早川村<br>H23.5.9～8.6解除: いわき市<br>H24.4.9～: 本宮市<br>H23.5.9～8.21解除: 天栄村<br>H23.5.13～8.21解除: 国見町<br>H24.4.17～: 福島市、新地町<br>H24.4.23～: 二本松市<br>H24.5.2～: 二本松市、大玉村<br>H24.5.7～: 濱崎川市<br>H24.2.26～: 那珂市<br>H25.5.14～: 川内村<br>H25.5.16～: 白河市、猪苗代町<br>H25.5.17～: 猪苗代町<br>H25.5.19～: 田村市<br>H25.5.10～: 田村市<br>H28.5.14～: 天栄村  |
| わさび(畑において栽培されたものに限る。)     | H24.4.16～: 伊達市、川内村  |

\*[ ]の箇所は、出荷制限の対象

| 福島県                      |   | 出荷制限 |
|--------------------------|---|------|
| うど(野生のものに限る。)            | H26.5.14～: 濱川市、猪苗代市、広野町、高見村   |      |
|                          | H26.5.19～: 川内村  |      |
|                          | H26.5.20～: 福島市、高野町  |      |
| (さてつ(ごみ))                | H24.6.1～: 猪苗代市、伊達市、高見町、三春町  |      |
|                          | H24.6.2～: 川内町   |      |
|                          | H24.6.7～: 田村町、古藤町   |      |
|                          | H24.6.10～: 二本松市、大玉村   |      |
|                          | H25.4.30～: 那須市  |      |
|                          | H25.5.14～: 猪苗代町、葛尾村   |      |
| (さてつ(ごみ)<br>(野生のものに限る。)) | H26.4.24～: 会津美里町  |      |
|                          | H24.5.2～: 福島市、二本松市  |      |
|                          | H24.5.7～: 鹰巣町、白河町、喜多方町、会津若松町、猪苗代町、猪崎町   |      |
|                          | H24.5.10～: 伊達市、高見町、矢吹町、福移町、下郷町、大玉村、西郷村、飯川村  |      |
|                          | H24.5.14～: 猪苗代町、いわき市、川内村、石川町、天栄村  |      |
|                          | H24.5.17～: 高野町、猪苗代町   |      |
|                          | H25.5.7～: 猪苗代町、高瀬村  |      |
|                          | H25.5.14～: 高瀬村  |      |
| こしへら                     | H25.5.19～: 猪苗代町、南相馬市、百沢町、角倉町、新地町、東郷村  |      |
|                          | H25.5.20～: 三春町、川内村  |      |
|                          | H25.5.22～: 猪苗代町、広野町   |      |
|                          | H25.5.28～: 本多市、田村市、小高町、矢吹町、会津坂下町、玉川村、平田村、中島村  |      |
|                          | H25.5.29～: 三春町  |      |
|                          | H25.6.3～: 会津若松市、磐梯町   |      |
|                          | H25.6.6～: 金山町   |      |
|                          | H25.6.10～: 明和村  |      |
|                          | H24.5.2～: いわき市、二本松市   |      |
|                          | H24.5.10～: 相馬市  |      |
| ぜんまい                     | H24.5.24～: 川義町  |      |
|                          | H25.5.1～: 南相馬市  |      |
|                          | H25.5.14～: 猪苗代町、高瀬村   |      |
|                          | H25.5.16～: 原町   |      |
|                          | H25.5.20～: 川内村  |      |
|                          | H25.5.26～: 本多市、磐梯町  |      |
|                          | H25.5.30～: 猪苗代町   |      |
| ぜんまい<br>(野生のものに限る。)      | H25.5.14～: 広野町、大玉村  |      |
| うわばみそう<br>(野生のものに限る。)    | H26.6.24～: 濱川市、高見町  |      |
|                          | H24.5.1～: いわき市、相馬市、伊達市、高野町  |      |
|                          | H24.5.7～: 猪苗代町、百沢町、西郷村  |      |
| たらのめ<br>(野生のものに限る。)      | H24.5.14～: 二本松市、古藤町、高瀬村   |      |
|                          | H25.5.20～: 川内村  |      |
|                          | H25.5.26～: 本多市、磐梯川町   |      |
|                          | H25.6.3～: 猪苗代町  |      |
|                          | H25.6.10～: 天栄村  |      |
| ふき(野生のものに限る。)            | H25.6.19～: 高野町、猪苗代町   |      |
|                          | H26.6.19～: 天栄村  |      |
| ふきのとう<br>(野生のものに限る。)     | H24.4.9～: 猪苗代町、田川村、相馬市、庄野町  |      |
|                          | H24.4.16～: 伊達市、高野町、南相馬市   |      |
|                          | H24.4.21～: 猪苗代町、高瀬村   |      |
|                          | H24.5.1～: いわき市、伊達市  |      |
| わらび                      | H24.5.17～: 喜多方市、福島市、伊達市、桑折町   |      |
|                          | H25.5.2～: 南相馬市  |      |
|                          | H24.6.6～: H25.10.21解禁: 国松町  |      |
|                          | H25.6.6～H25.7.11解禁: 相馬市   |      |
| ユズ                       | H22.9.9～: 猪苗代町、南相馬市   |      |
|                          | H23.10.14～: 伊達市、高瀬村   |      |
|                          | H24.1.10～: いわき市   |      |
| クリ                       | H23.3.29～: 伊達市、南相馬市   |      |
|                          | H24.2.28～: 二本松市   |      |
|                          | H24.10.12～: いわき市  |      |
| キウイフルーツ                  | H23.12.9～: 猪苗代町、南相馬市  |      |
|                          | H23.12.8～H25.12.25解禁: 原町第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助筋、原町区高倉字吹崖、原町区高倉字七、原町区高倉字六、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字牛ヶ谷、原町区馬場字牛ヶ谷並びに原町区高倉字吹崖の区域を除く。)  |      |
| 小豆                       | H25.1.4～H26.5.19～一部解禁: 猪苗代市(旧大佐井村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)   |      |
|                          | H24.11.15～H26.5.11～一部解禁: 南相馬市(旧石神村の区域に限る。)  |      |
|                          | H24.12.25～H26.5.15～一部解禁: 猪苗代市(旧長湯町の区域に限る。)  |      |
|                          | H25.4.4～H25.5.15～一部解禁: 猪苗代市(旧長湯町の区域に限る。)  |      |
|                          | H25.1.4～H26.5.8～一部解禁: 二本松市(旧小糸町及び旧平井村の区域に限る。)、猪苗代町(旧玉井村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)   |      |
|                          | H25.2.16～H26.7.10～一部解禁: 猪苗代市(立子山町の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)  |      |
|                          | H25.6.2～H26.7.10～一部解禁: 猪苗代市(旧佐井村及び旧玉井村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)   |      |
|                          | H25.2.26～H26.7.10～一部解禁: 猪苗代市(旧塙原村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)  |      |
|                          | H25.1.4～H25.8.1～一部解禁: 伊達市(旧塙原村及び旧平井村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)   |      |
|                          | H25.1.4～H26.5.10～一部解禁: 猪苗代市(旧塙原村及び旧平井村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)   |      |
|                          | H25.12.16～H25.12.18～一部解禁: 本吉町(旧木戸村(白沢村))の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)   |      |
| 大豆                       | H25.12.18～H25.12.25解禁: 猪苗代市(旧木戸村の区域に限る。)  |      |
|                          | H23.6.2～H25.10.21解禁: 福島市、伊達市、桑折町  |      |
|                          | H25.8.2～: 南相馬市  |      |
|                          | H24.6.6～H25.10.21解禁: 国松町  |      |
|                          | H25.6.6～H25.7.11解禁: 相馬市   |      |
|                          | H22.9.9～: 猪苗代町、南相馬市   |      |
|                          | H23.10.14～: 伊達市、高瀬村   |      |
|                          | H24.1.10～: いわき市   |      |
|                          | H23.3.29～: 伊達市、南相馬市   |      |
|                          | H24.2.28～: 二本松市   |      |
|                          | H24.10.12～: いわき市  |      |
|                          | H22.12.9～: 猪苗代町、南相馬市  |      |
|                          | H23.12.8～H25.12.25解禁: 原町第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、猪苗代町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、原町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、国松町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、猪苗代町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。) |      |
| 米(平成23年度)                | H23.1.17～: 猪苗代市(旧小糸町の区域に限る。)  |      |
|                          | H23.1.29～: 伊達市(旧小糸町及び旧平井村の區域に限る。)   |      |
|                          | H23.12.5～: 猪苗代市(旧塙原村の区域に限る。)  |      |
|                          | H23.12.6～: 二本松市(旧岩川村の区域に限る。)  |      |
|                          | H23.12.9～: 伊達市(旧往山村及び旧富吉村の区域に限る。)   |      |
|                          | H23.12.19～: 伊達市(旧塙原町の区域に限る。)  |      |
|                          | H24.1.4～: 伊達市(旧塙原町の区域に限る。)  |      |
|                          | H25.12.18～: 猪苗代市(旧木戸村の区域に限る。)   |      |
|                          | H23.1.17～: 猪苗代市(旧小糸町の区域に限る。)  |      |
|                          | H23.1.29～: 伊達市(旧小糸町及び旧平井村の区域に限る。)   |      |
|                          | H23.12.5～: 猪苗代市(旧塙原村の区域に限る。)  |      |
|                          | H23.12.6～: 二本松市(旧岩川村の区域に限る。)  |      |
|                          | H23.12.9～: 伊達市(旧往山村及び旧富吉村の区域に限る。)   |      |
|                          | H23.12.19～: 伊達市(旧塙原町の区域に限る。)  |      |
|                          | H24.1.4～: 伊達市(旧塙原町の区域に限る。)  |      |
|                          | H25.12.18～: 猪苗代市(旧木戸村の区域に限る。)   |      |
| 米(平成24年度)                | H24.4.5～H24.7.26～一部解禁: 猪苗代市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、猪苗代町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、原町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、猪苗代町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)   |      |
|                          | H23.6.2～H25.10.21解禁: 福島市、伊達市、桑折町  |      |
|                          | H25.8.2～: 南相馬市  |      |
|                          | H24.6.6～H25.10.21解禁: 国松町  |      |
|                          | H25.6.6～H25.7.11解禁: 相馬市   |      |
|                          | H22.9.9～: 猪苗代町、南相馬市   |      |
|                          | H23.10.14～: 伊達市、高瀬村   |      |
|                          | H24.1.10～: いわき市   |      |
|                          | H23.3.29～: 伊達市、南相馬市   |      |
|                          | H24.2.28～: 二本松市   |      |
|                          | H24.10.12～: いわき市  |      |
|                          | H22.12.9～: 猪苗代町、南相馬市  |      |
|                          | H23.12.8～H25.12.25解禁: 原町第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、猪苗代町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、原町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、猪苗代町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)                                      |      |
|                          | H24.1.15～H26.5.11～一部解禁: 猪苗代市(旧玉井村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)   |      |
|                          | H24.4.1.8～H24.11.8～一部解禁: 原町第一原子力発電所(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、猪苗代町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、原町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、猪苗代町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)  |      |
|                          | H24.11.7～H24.11.12～一部解禁: 猪苗代市(旧木戸村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)  |      |
|                          | H24.11.15～H24.11.19～一部解禁: 三春町(旧岩見村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)  |      |
|                          | H24.11.22～H24.11.29～一部解禁: 猪苗代市(旧立子山町の区域に限る。)、川内町(旧飯豊村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)   |      |
|                          | H24.11.28～H24.12.4～一部解禁: いわき市(旧田村町の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)  |      |
|                          | H25.3.19～: 猪苗代町(福島市)、田内木村(福島市)、田内木村(相馬市)及び田内木村(相馬市)の区域に限る。)、福島市(福島市)、田内木村(福島市)、田内木村(相馬市)及び田内木村(相馬市)の区域に限る。)、相馬市(福島市)、田内木村(相馬市)及び田内木村(相馬市)の区域に限る。)、猪苗代町(福島市)、田内木村(福島市)、田内木村(相馬市)及び田内木村(相馬市)の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)  |      |
| 米(平成25年度)                | H25.1.28～: 猪苗代町(福島市)、田内木村(福島市)及び田内木村(相馬市)の区域に限る。)、猪苗代町(福島市)、田内木村(相馬市)及び田内木村(相馬市)の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)  |      |

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年8月25日現在

| 福島県          | 出荷制限   |
|--------------|--|
| イカナゴの稚魚      | H23.4.20～H24.6.22解除: 全域<br>H23.8.4～: 秋元川、猪苗瀬及び小野川流域にこれらの中に入する河川、長瀬川(霞川との合流点から上流の部分に限る。)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。)<br>H23.8.17～: 真駒川(支流を含む。)<br>H24.3.29～: 新田川(支流を含む。)<br>H24.4.5～: 太田川(支流を含む。)<br>H24.4.6～: 鶴川(支流に限る。)<br>H24.4.24～: 鷺代川、猪苗代川に流入する河川(支流を含む。ただし鶴川を除く。)及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。)<br>福島県内の慈川(支流を含む。) |
| ヤマメ(養殖を除く。)  | H24.6.7～H25.7.30解除: 福島県内の慈川(支流を含む。)  |
| ウグイ          | H23.8.17～: 真駒川(支流を含む。)<br>H23.8.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)<br>H24.3.29～: 秋元川、猪苗瀬及び小野川流域にこれらの中に入する河川、長瀬川(霞川との合流点から上流部分に限る。)<br>H24.4.24～: 鷺代川、猪苗代川及びその支流を除く。)及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流(支流を含む。)<br>H24.5.24～: 福島県内の只見川のうち信夫ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)<br>H24.5.31～: 阿武隈川のうち信夫ダムの上流(支流を含む。)                        |
| ウナギ          | H24.8.2～: 福島県内の阿武隈川(支流を含む。)  |
| アユ(養殖を除く。)   | H23.8.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、真駒川(支流を含む。)<br>H24.4.5～: 阿武隈川(支流を含む。)  |
| イワナ(養殖を除く。)  | H24.4.12～: 鶴川(支流に限る。)<br>H24.4.24～: 小野川(霞及び猪苗瀬流域にこれらの中に入する河川(支流を含む。)、只見川のうち本名ダム下流(支流を含む。)、長瀬川(霞川との合流地点から上流の部分に限る。)並びに日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、只見ダムの上流を除く。)<br>H24.5.31～H24.6.19解除: 鶴川(支流を含む。)   |
| コイ(養殖を除く。)   | H24.4.24～H25.8.25解除: 只見川のうち本名ダムから上田ダムの間(支流を含む。)<br>秋元川、小野川(霞及び猪苗瀬流域にこれらの中に入する河川(支流を含む。)、阿武隈川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)並びに真駒川(霞川との合流点から上流の部分に限る。)  |
| フナ(養殖を除く。)   | H24.5.10～: 秋元川、小野川(霞及び猪苗瀬流域にこれらの中に入する河川(支流を含む。)、阿武隈川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、金剛川(霞川との合流点から上流の部分に限る。)並びに真駒川(支流を含む。)<br>H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)   |
| アヒナメ         |  |
| アカタビラメ       |  |
| イカナゴ(稚魚を除く。) |  |
| イシモレイ        |  |
| ウスメバトル       |  |
| ワミナコ         |  |
| エゾイマイナメ      |  |
| キジハチメバル      |  |
| クロコシンクタ      |  |
| クロダイ         |  |
| ケムシカジカ       |  |
| コモンカスペ       |  |
| サクラマス        |  |
| サブロウ         |  |
| シロメバル        |  |
| スズキ          |  |
| ニベ           |  |
| スマガレイ        |  |
| ハイパグレイ       |  |
| ヒガラフグ        |  |
| ヒラメ          |  |
| ホシグレイ        |  |
| マコガコ         |  |
| マコグレイ        |  |
| マコチ          |  |
| マダラ          |  |
| ムシグレイ        |  |
| ムライ          |  |
| メタグレイ        |  |
| ピスグレイ        |  |
| アカハラレイ       | H24.6.22～H25.10.9解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域  |
| スケウツウラ       | H24.6.22～H25.12.17解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域   |
| マガレイ         | H24.6.22～H25.4.16解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域  |
| ナガヅカ         | H24.7.12～: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域  |
| マツカワ         |  |
| ホシザメ         | H24.7.26～: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域  |
| ショウサイグ       | H24.8.23～: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域  |
| サヨリ          | H25.2.14～H26.7.9解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域   |
| カサゴ          | H25.8.8～: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域   |
| ユミカサゴ        | H26.3.25～H26.5.28解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域  |
| ホウボウ         | H24.6.22～H26.7.9解除: 最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域   |
| ギタムラサキウニ     |  |
| 牛の肉          | H25.7.19～H23.8.25一部解禁: 金城(県の定める出荷: 従事者方に適用される年は出荷制限の対象から除く。)<br>H23.11.9～: 福島市、南相馬市、広野町、猪苗瀬町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新町町、川内町、葛尾村、飯坂村<br>H23.11.25～: 猪島町、二本松市、伊達市、本吉町、楢折町、鹿見町、川俣町、大玉村   |
| イノシシの肉       | H23.12.2～: 那山町、須贺川市、田村市、白河市、いわき市、鏡石町、石川町、浪川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、中島村、鏡川村<br>H25.7.5～: 会津若松市、喜多方市、西会津町、猪苗瀬町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、北塙原村、湯川村、昭和村、下郷町、只見町、南会津町、猪枝坂村  |
| 肉            | H25.1.30～: 金城<br>H25.1.30～: 金城   |
| カルガモの肉       |  |
| キジの肉         |  |
| クマの肉         | H23.12.2～: 福島市、二本松市、伊達市、本吉市、郡山市、猪苗瀬町、田村市、白河市、楢折町、鹿見町、川俣町、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浪川町、古殿町、矢吹町、棚町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、中島村、鏡川村<br>H24.7.27～: 会津若松市、喜多方市、西会津町、猪苗瀬町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪枝坂村   |
| ノウサギの肉       | H25.3.30～: 金城  |
| ヤマドリの肉       | H24.11.19～: 金城   |

\*[ ]の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年8月25日現在

| 青森県            |  | 出荷制限   |
|----------------|--|--|
| 農産物            | H24.10.28～: 十和田市、上北町   |  |
|                | H24.10.30～: 青森市  |  |
|                | H25.10.1～: 膳前町   |  |
| 水産物            | マダラ  | H24.8.27～H24.10.31解除: 青森県東通村岩手崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域                             |
| 岩手県            |  | 出荷制限   |
| たけのこ           | H24.6.31～: 一関市、奥州市   |  |
|                | H25.4.30～: 鹿前高田市   |  |
|                | H24.11.2～: 一関市、奥州市   |  |
| 原木(くり)け(露地栽培)  | H24.4.13～: 鹿前高田市、住田町   |  |
|                | H24.4.20～: 大船渡市  |  |
|                | H24.4.25～: 一関市、金石市、黒川町、大槌町   |  |
| 原木(しいたけ)(露地栽培) | H24.6.7～: 花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎町、山田町   |  |
|                | H24.5.10～H25.4.9解除: 盛岡市  |  |
|                | H24.10.18～: 大船渡市、垂石市   |  |
| 原木(なめこ)(露地栽培)  | H24.10.23～: 鹿前高田市  |  |
|                | H24.11.2～: 一関市、奥州市   |  |
|                | H24.10.11～: 一関市、鹿前高田市、平泉町  |  |
| キノコ(野生のものに限る。) | H24.10.16～: 垂石市  |  |
|                | H24.10.18～: 奥州市  |  |
|                | H24.10.29～: 大船渡市、金ヶ崎町  |  |
| 野菜類            | H24.11.7～: 遠野市   |  |
|                | H25.10.9～: 住田町   |  |
|                | H24.6.10～: 奥州市、花巻市   |  |
| こしあぶら          | H24.5.15～: 垂石市   |  |
|                | H24.5.18～: 住田町   |  |
|                | H25.6.9～: 北上市  |  |
| せり(野生のものに限る。)  | H25.6.16～: 遠野市   |  |
|                | H24.5.30～: 一関市、奥州市   |  |
|                | H24.6.18～: 一関市、奥州市   |  |
| ぜんまい           | H24.6.18～: 住田町   |  |
|                | H24.5.16～: 奥州市、鹿前高田市   |  |
|                | H25.6.17～: 一関市   |  |
| わらび(野生のものに限る。) | H25.6.4～: 平泉町  |  |
|                | H25.6.7～: 垂石市  |  |
|                | H24.5.11～H25.2.4一部解除: 一関市(旧垂清水村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)   |  |
| 穀類             | 大豆   | H24.11.13～H26.4.11解除: 盛岡市(旧浜尻村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)  |
| 穀類             | ソバ   | H24.11.30～H26.4.11解除: 奥州市(旧浜尻村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)  |
| 水産物            | スズキ  | H24.10.25～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国従前の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域  |
|                | クロダイ   | H24.11.6～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国従前の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域   |
|                | マダラ  | H24.5.2～H25.1.17解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国従前の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域                                    |
| ヒラメ            | H25.6.4～H25.8.30解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城県界の正東の線、我が国従前の經濟水域の外縫線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 |  |
|                | イワナ(養殖を除く。)  | H24.5.8～: 磐井川(支流を含む。)及び磐井川(支流を除く。)   |
|                | ウグイ  | H24.5.11～: 岩手県内北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入瀬ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田端ダムの上流、網取ダムの上流、盛沢ダムの上流及び早木崎ダムの上流を除く。)             |
| 肉              | 牛の肉  | H24.6.12～H26.7.31解除: 水仙川(支流を含む。)   |
|                | クマの肉   | H24.5.11～H26.8.25解除: 大川(支流を含む。)  |
|                | シカの肉   | H24.7.26～: 全県  |
| ヤマドリの肉         | ヤマドリの肉   | H24.10.22～: 全県   |
| 宮城県            |  | 出荷制限   |
| たけのこ           | H24.5.1～: 白石市、丸森町  |  |
|                | H24.6.29～: 栗原市   |  |
|                | H24.5.1～H26.4.17解除: 丸森町(旧巻野村の区域に限る。)   |  |
| 野菜類            | H24.3.8～: 丸森町  |  |
|                | H24.3.15～: 鹿王町   |  |
|                | H24.4.5～: 村田町  |  |
| 原木(しいたけ)(露地栽培) | H24.4.11～: 水仙沼市、南三陸町   |  |
|                | H24.4.12～: 栗原市   |  |
|                | H24.4.19～: 石巻市   |  |
| 牛の肉            | H24.4.20～: 大崎市   |  |
|                | H24.4.25～: 東松島市  |  |
|                | H24.4.27～: 仙台市、名取市、加美町   |  |
| 肉              | H24.5.7～: 川崎町、大和町、富谷町  |  |
|                | H24.5.9～: 色麻町  |  |
|                | H24.5.10～: 七ヶ宿町  |  |
| キノコ(野生のものに限る。) | H24.5.18～: 栗原市、大崎市   |  |
|                | H24.4.27～: 大崎市、栗原市   |  |
|                | H24.5.2～: 加美町  |  |
| くさつて(こごみ)      | H24.5.7～: 水仙沼市   |  |
|                | H24.5.11～: 大和町   |  |
|                | H24.5.17～: 七ヶ宿町  |  |
| こしあぶら          | H24.5.8～: 大崎市、南三陸町   |  |
|                | H24.5.11～: 水仙沼市、七ヶ宿町   |  |
|                | H24.5.17～: 大和町   |  |
| ぜんまい           | H24.5.11～: 水仙沼市、丸森町  |  |
|                | H24.5.17～: 大崎市   |  |
|                | H24.6.25～: 水仙沼市、栗原市、大崎市  |  |
| 穀類             | 大豆   | H25.1.4～H26.5.19解除: 栗原市(旧田村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)   |
| 穀類             | (平成25年度)   | H26.3.10～: 栗原市(旧巻野村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)  |
| 穀類             | ソバ   | H24.11.16～H26.4.11解除: 栗原市(旧米城の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)   |
| 水産物            | クロダイ   | H24.6.28～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国従前の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域          |
|                | スズキ  | H24.11.6～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国従前の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域         |
|                | ヒラメ  | H24.4.12～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国従前の經濟水域の外縫線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域             |
| 牛の肉            | ヒラメ  | H24.5.30～H25.4.1解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国従前の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 |
|                | マダラ  | H24.5.2～H24.8.30解除: マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。)   |
|                | マダラ  | H24.5.2～H25.1.17解除: マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。)   |
| 肉              | ヒガシマグロ   | H24.5.8～H26.2.18解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国従前の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域 |
|                | アユ(養殖を除く。)   | H25.6.27～H25.12.25解除: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。) (うら、白稚螺堤より上流の白石川(支流を含む。))  |
|                | ヤマメ(養殖を除く。)  | H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)及び名取川の秋萩大橋の上流(支流を含む。)  |
| 水産物            | イワナ(養殖を除く。)  | H24.5.24～: 江合川のうち黒崎ダムの上流(支流を含む。)及び二五川のうち荒砥ダムの上流(支流を含む。)  |
|                | ウグイ  | H24.6.22～: 一迫川のうち花畠ダムの上流(支流を含む。)及び荒砥川(支流を含む。)及び荒砥川のうち荒砥ダムの上流(支流を含む。)   |
|                | ウグイ  | H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。) (ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)  |
| 肉              | 牛の肉  | H23.7.28～H23.8.1一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)   |
|                | イノシシの肉   | H24.5.22～: 角田市、丸森町、山元町   |
|                | クマの肉   | H24.6.25～: 金城(上忍野村を除く。)  |

\* [ ] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年8月25日現在

| 山形県                  | 出荷制限   |
|----------------------|--|
| 肉 カマの肉               | H24.9.10～: 全域  |
| 茨城県                  | 出荷制限   |
| 原乳                   | H23.3.23～4.10解除: 全域<br>H23.3.21～4.17解除: 全域(下記の地域を除く。)<br>H23.3.21～6.1解除: 北茨城市、高新区  |
| ホウレンソウ               | H24.4.6～: 鴻来市、小美玉市、つくばみらい市<br>H24.4.13～: 石岡市、龍ヶ崎市、取手市、守谷市、茨城町、利根町  |
| カキナ                  | H23.3.21～4.17解除: 全域  |
| バセリ                  | H23.3.23～4.17解除: 全域  |
| 野菜類                  | H24.4.6～: 鴻来市、小美玉市、つくばみらい市<br>H24.4.13～: 石岡市、龍ヶ崎市、取手市、守谷市、茨城町、利根町<br>H24.4.19～: ひたちなか市、鉾田市、東霞村<br>H24.4.20～: 北茨城市、大湊町<br>H23.10.14～: 土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市<br>H23.11.0～: 茨城町、阿見町<br>H24.4.8～: 常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市<br>H24.4.13～: ひたちなか市、那珂市  |
| 原木シタケ(露地栽培)          | H23.10.14～: 土浦市、鉾田市<br>H23.11.10～: 茨城町   |
| 原木シタケ(施設栽培)          | H23.10.14～: 土浦市、鉾田市<br>H23.11.10～: 茨城町   |
| こしあぶら                | H24.5.2～: 日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。)<br>H24.5.10～: 常陸大宮市(野生のものに限る。)  |
| 水産物                  | H24.7.5～: 最大高潮時海岸線上栃木茨城両県界の正東の線、我が国持続的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域<br>H24.7.5～H25.5.28解除: 北緯36度38分の線、我が国持続的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域<br>スキ<br>シロメバル<br>二べ<br>マダラ<br>ヒラメ<br>コモンカスペ<br>アメリカマズ(養殖を除く。)<br>ギンブナ<br>ウナギ  |
| イシガレイ                | H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上栃木茨城両県界の正東の線、我が国持続的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域   |
| スズキ                  | H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上栃木茨城両県界の正東の線、我が国持続的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域   |
| シロメバル                | H24.4.13～: 最大高潮時海岸線上栃木茨城両県界の正東の線、我が国持続的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域   |
| 二べ                   | H24.4.17～H25.6.14解除: 北緯36度38分の線、我が国持続的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域  |
| マダラ                  | H24.11.9～: 最大高潮時海岸線上栃木茨城両県界の正東の線、我が国持続的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上栃木茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域   |
| ヒラメ                  | H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上栃木茨城両県界の正東の線、我が国持続的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上栃木茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域   |
| コモンカスペ               | H24.6.1～: 最大高潮時海岸線上栃木茨城両県界の正東の線、我が国持続的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上栃木茨城千葉県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域  |
| アメリカマズ(養殖を除く。)       | H24.4.17～: 龍ヶ崎市、北浦及び外洋漁港並びにこれらの漁港に進入する河川並びに常陸利根川(養殖を除く。)   |
| ギンブナ                 | H24.4.17～: 龍ヶ崎市、北浦及び外洋漁港並びにこれらの漁港に進入する河川並びに常陸利根川(養殖を除く。)   |
| ウナギ                  | H24.5.7～H26.1.30～: 茨城県内の那珂川(支流を含む。)<br>H25.11.12～: 茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)   |
| 肉 インシの肉              | H23.12.8～H23.12.21～一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるインシの肉を除く。)  |
| その他 茶                | H23.6.2～H25.1.11解除: 結城市、龍ヶ崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶺市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村<br>H23.6.2～10.18解除: 古河市、常總市、坂東市、八千代町、境町<br>H23.0.2～H24.4.9解除: 大子町<br>H23.6.2～H24.5.23解除: 常陸大田市、常陸大宮市<br>H23.6.2～H24.5.30解除: 石岡市、那珂市、城里町<br>H23.6.2～H24.4.5解除: 鉢田市<br>H23.6.2～H24.7.24解除: 水戸市<br>H23.6.2～H24.8.20解除: 高萩市<br>H23.6.2～H24.9.12解除: 日立市<br>H23.6.2～H24.10.5解除: 苑町<br>H23.6.2～H24.10.11解除: つくば市<br>H23.6.2～H25.4.3解除: 牛久市<br>H23.6.2～H25.5.29解除: 土浦市、北茨城市、笠間市<br>H23.6.2～H25.6.17解除: 小美玉市  |
| 栃木県                  | 出荷制限   |
| 原乳                   | H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、塙谷町<br>H23.3.21～4.27解除: 全域  |
| カキナ                  | H23.3.21～4.14解除: 全域  |
| 野菜類                  | H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市<br>H24.4.10～: 宇都宮市、さくら市、塙谷町、高根沢町、那珂町<br>H24.4.10～H26.7.9～一部解除: 労賀町<br>H24.4.11～: 大田原市、日光市、益子町<br>H24.4.12～: 足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町<br>H24.4.13～: 那須赤堀町(除く。)、壬生町<br>H24.2.15～H26.10.23～一部解除: 矢板市<br>H24.4.10～: 労賀町、那須町<br>H24.4.12～: 大田原市<br>H24.5.29～: さくら市<br>H24.6.4～H26.4.17～一部解除: 鹿沼市<br>H24.6.29～: 壬生町<br>H24.1.29～: 日光市<br>H23.11.7～: 鹿沼市、矢板市<br>H23.11.8～: 大田原市、那須塩原市<br>H23.11.14～: 足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、劳賀町、高根沢町<br>H24.11.5～: 宇都宮市<br>H24.11.6～: 塙谷町<br>H24.11.8～: 壬生町<br>H23.1.14～: 那須塩原市、日光市<br>H24.8.7～: 鹿沼市<br>H24.8.9～: 矢板市<br>H24.8.15～: 大田原市<br>H24.10.10～: 塙谷町<br>H24.10.12～: 佐野市<br>H24.11.2～: 鹿沼市<br>H24.11.3～: 壬生町<br>H24.11.4～: 那須塩原市、日光市<br>H24.10.4～: 矢板市<br>H24.10.5～: 那須町<br>H24.10.25～: 佐野市<br>H24.11.2～: 鹿沼市<br>H24.11.3～: 壬生町<br>H24.11.4～: 那須塩原市、日光市<br>H24.8.7～: 鹿沼市<br>H24.8.9～: 矢板市<br>H24.8.15～: 那須町<br>H24.8.29～: 大田原市<br>H24.10.10～: 塙谷町<br>H24.10.12～: 那須烏山市<br>H26.7.18～: 茂木町<br>H24.6.2～: 日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那珂川町<br>H24.8.7～: 鹿沼市<br>H24.8.9～: 矢板市<br>H24.8.15～: 那須町<br>H24.8.29～: 大田原市<br>H24.10.10～: 塙谷町<br>H24.10.12～: 那須烏山市<br>H24.11.1～: 大田原市<br>H24.11.2～: 那須塩原市、日光市<br>H24.8.7～: 鹿沼市<br>H24.8.9～: 矢板市<br>H24.8.15～: 那須町<br>H24.8.29～: 大田原市<br>H24.10.10～: 塙谷町<br>H24.10.12～: 那須烏山市<br>H26.7.18～: 茂木町<br>H24.6.1～: 那須塩原市、那須町<br>H24.6.7～: 日光市、大田原市<br>H24.6.19～: 矢板市<br>H24.6.52～: 那須塩原市<br>H24.6.1～: 大田原市、那須町<br>H24.6.2～: 那須塩原市<br>H24.6.3～: 鹿沼市<br>H24.6.4～: 宇都宮市、那須烏山市<br>H24.6.5～: さくら市<br>H24.6.25～: 那須川町<br>H26.4.25～: 高根沢町<br>H26.4.30～: 市貝町<br>H24.5.1～: 宇都宮市、日光市<br>H24.5.14～: 那須塩原市<br>H24.5.18～: 大田原市<br>H24.5.7～: 日光市、那須町<br>H26.5.7～: 鹿沼市<br>H24.4.27～: 大田原市、矢板市<br>H24.5.1～: 那須町<br>H24.5.2～: 市貝町<br>H25.4.18～: 宇都宮市<br>H25.4.18～: 塙谷町<br>H26.4.18～: 白光市<br>H26.5.1～: 那須塩原市<br>H26.5.15～: さくら市<br>H24.6.17～: 大田原市、鹿沼市<br>H25.4.16～: 宇都宮市、日光市<br>H26.5.29～: 矢板市<br>H24.9.14～: 那須塩原市、那須町<br>H24.9.18～: 大田原市 |
| 野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)  | H24.6.1～: 那須塩原市、那須町<br>H24.6.7～: 日光市、大田原市<br>H24.6.19～: 矢板市<br>H24.6.52～: 那須塩原市<br>H24.6.1～: 大田原市、那須町<br>H24.6.2～: 那須塩原市<br>H24.6.3～: 鹿沼市<br>H24.6.4～: 宇都宮市、那須烏山市<br>H24.6.5～: さくら市<br>H24.6.25～: 那須川町<br>H26.4.25～: 高根沢町<br>H26.4.30～: 市貝町<br>H24.5.1～: 宇都宮市、日光市<br>H24.5.14～: 那須塩原市<br>H24.5.18～: 大田原市<br>H24.5.7～: 日光市、那須町<br>H26.5.7～: 鹿沼市<br>H24.4.27～: 大田原市、矢板市<br>H24.5.1～: 那須町<br>H24.5.2～: 市貝町<br>H25.4.18～: 宇都宮市<br>H25.4.18～: 塙谷町<br>H26.4.18～: 白光市<br>H26.5.1～: 那須塩原市<br>H26.5.15～: さくら市<br>H24.6.17～: 大田原市、鹿沼市<br>H25.4.16～: 宇都宮市、日光市<br>H26.5.29～: 矢板市<br>H24.9.14～: 那須塩原市、那須町<br>H24.9.18～: 大田原市  |
| 野菜類 こしあぶら(野生のものに限る。) | H24.6.1～: 那須塩原市、那須町<br>H24.6.7～: 日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町<br>H24.6.15～: さくら市<br>H24.6.25～: 那須川町<br>H26.4.25～: 高根沢町<br>H26.4.30～: 市貝町<br>H24.5.1～: 宇都宮市、日光市<br>H24.5.14～: 那須塩原市<br>H24.5.18～: 大田原市<br>H24.5.7～: 日光市、那須町<br>H26.5.7～: 鹿沼市<br>H24.4.27～: 大田原市、矢板市<br>H24.5.1～: 那須町<br>H24.5.2～: 市貝町<br>H25.4.18～: 宇都宮市<br>H25.4.18～: 塙谷町<br>H26.4.18～: 白光市<br>H26.5.1～: 那須塩原市<br>H26.5.15～: さくら市<br>H24.6.17～: 大田原市、鹿沼市<br>H25.4.16～: 宇都宮市、日光市<br>H26.5.29～: 矢板市<br>H24.9.14～: 那須塩原市、那須町<br>H24.9.18～: 大田原市  |
| さんしょう(野生のものに限る。)     | H24.5.1～: 宇都宮市、日光市<br>H24.5.14～: 那須塩原市<br>H24.5.18～: 大田原市  |
| ぜんまい(野生のものに限る。)      | H24.5.1～: 日光市、那須町<br>H26.5.7～: 鹿沼市   |
| たらのめ(野生のものに限る。)      | H24.4.27～: 大田原市、矢板市<br>H24.5.1～: 那須町<br>H24.5.2～: 市貝町<br>H25.4.18～: 宇都宮市<br>H25.4.18～: 塙谷町<br>H26.4.18～: 白光市<br>H26.5.1～: 那須塩原市<br>H26.5.15～: さくら市<br>H24.6.17～: 大田原市、鹿沼市<br>H25.4.16～: 宇都宮市、日光市<br>H26.5.29～: 矢板市<br>H24.9.14～: 那須塩原市、那須町<br>H24.9.18～: 大田原市  |
| わらび(野生のものに限る。)       | H24.5.1～: 那須塩原市、那須町<br>H25.5.29～: 矢板市<br>H24.9.14～: 那須塩原市、那須町<br>H24.9.18～: 大田原市   |
| クリ                   | H24.9.14～: 那須塩原市、那須町<br>H24.9.18～: 大田原市  |

\* ( )の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年8月25日現在

| 栃木県  |                 | 出荷制限  |
|------|-----------------|---|
| 水産物  | ヤマメ(養殖を除く。)     | H24.8.10～H25.1.23解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)<br>H24.9.10～H25.3.26解除：永野川(支流を含む。)  |
|      | イワナ(養殖を除く。)     | H24.6.20～H25.12.17解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)<br><b>H26.5.30～：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)</b>  |
|      | ウグイ(養殖を除く。)     | H24.5.7～H24.9.28解除：大川川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。)<br>H24.5.30～H24.9.28解除：荒井川(支流を含む。)  |
| 肉    | 牛の肉             | <b>H25.8.2～H28.3.25～節解禁：金城</b> (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)   |
|      | イノシシの肉          | <b>H23.12.2～H23.12.5～節解禁：金城</b> (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)   |
|      | シカの肉            | <b>H28.12.2～：金城</b>   |
| その他  | 茶               | H23.7.8～H24.6.1解除：栃木市<br>H23.6.2～H25.3.26解除：大田原市<br>H23.6.2～H25.5.31解除：龍沼市  |
| 群馬県  |                 | 出荷制限  |
| 農産物  | ホウレンソウ          | H23.3.21～4.8解除：全域   |
|      | カキナ             | H23.3.21～4.8解除：全域   |
|      | キノコ類(野生のものに限る。) | <b>H24.9.25～：沼田市、東吾妻町、綿北村</b><br><b>H24.10.10～：高山村</b><br><b>H24.10.16～：安中市</b><br><b>H24.10.29～：鬼押原町</b><br><b>H24.11.13～：みなかみ町</b>  |
| 水産物  | ヤマメ(養殖を除く。)     | H24.4.27～：磐梯川(支流を含む。)<br>H24.4.27～H24.11.9解除：薄根川(支流を含む。)<br>H24.4.27～H25.4.25解除：小中川(支流を含む。)及び猪ノ木川(支流を含む。)   |
|      | イワナ(養殖を除く。)     | <b>H24.6.8～H24.11.9解除：烏川のうち川田橋の上流(支流を含む。)</b><br><b>(H24.8.8～H25.8.28解除：海根川(支流を含む。))</b>  |
|      | イノシシの肉          | <b>H24.10.10～：金城</b>  |
| 肉    | クマの肉            | <b>H24.9.10～：金城</b>   |
|      | シカの肉            | <b>H24.11.14～：金城</b>  |
|      | ヤマドリの肉          | <b>H25.1.23～：金城</b>   |
| その他  | 茶               | H23.6.30～H24.5.28解除：桐生市<br>H23.6.30～H25.6.7解除： fscanf   |
| 埼玉県  |                 | 出荷制限  |
| 農産物  | キノコ類(野生のものに限る。) | <b>H24.10.18～：飯能町、皆野町</b><br><b>H24.10.28～：ときがわ町</b><br><b>H24.11.5～：越山町</b>  |
| 千葉県  |                 | 出荷制限  |
| 農産物  | ホウレンソウ          | H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町   |
|      | シンギキ、チングサイ、サンチュ | H23.4.4～4.22解除：旭市   |
|      | ハセリ             | H23.4.4～4.22解除：旭市   |
| 農産物  | セルリー            | <b>H24.4.5～H25.10.23解除：市原市、木更津市</b><br><b>H24.4.9～：我孫子市、夷隅</b><br><b>H24.4.11～：船橋市、白井市</b>  |
|      | タケノコ            | <b>H24.4.11～H25.10.23解除：八千代市</b><br><b>H24.4.12～H25.10.23解除：船橋市</b><br><b>H24.4.18～H25.10.23解除：芝山町</b>  |
|      | 原木シタケ(露地栽培)     | <b>H23.10.1～：我孫子市、葉山市</b><br><b>H23.11.8～：鎌山市</b><br><b>H23.1.2.2～：佐倉市</b><br><b>H24.2.23～：印西市</b><br><b>H24.4.10～：白井市</b><br><b>H24.4.18～：千葉市、八千代市</b><br><b>H24.5.10～H25.3.19～節解禁：山武市</b><br><b>H24.1.14～：富津市</b> |
| 水産物  | 原木シタケ(施設栽培)     | <b>H24.5.10～H25.3.19～節解禁：山武市</b><br><b>H24.1.14～：富津市</b><br><b>H24.1.2.14～：富津市</b>  |
|      | キシブナ            | H24.7.19～：手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)   |
|      | コイ              | H26.7.3～：手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)  |
| 肉    | ウナギ             | H26.1.12～：千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両緑用水第一排水機場の下流、八勝川、与田浦並びに与田浦川を除く。)   |
|      | イノシシの肉          | <b>H24.1.8～H25.1.18～節解禁：金城</b> (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)  |
|      | 茶               | H23.6.2～H24.5.28解除：野田市、富里市、山武市<br>H23.6.2～H25.5.13解除：成田市  |
| 神奈川県 |                 | 出荷制限  |
| その他  | 茶               | H23.6.2～8.29解除：南足柄市<br>H23.6.23～9.12解除：松田町、山北町<br>H23.6.2～10.14解除：愛川町、清川村<br>H23.6.23～10.26解除：相模原市<br>H23.6.27～10.26解除：中井町<br>H23.6.2～11.1解除：小田原市<br>H23.6.2～11.10解除：真鶴町<br>H23.6.2～H24.10.19解除：湯河原町                |
| 新潟県  |                 | 出荷制限  |
| 肉    | クマの肉            | <b>H24.11.5～：金城</b> (佐渡市及び東島連村を除く。)   |
| 山梨県  |                 | 出荷制限  |
| 農産物  | キノコ類(野生のものに限る。) | <b>H24.10.28～：富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村</b>  |
| 長野県  |                 | 出荷制限  |
| 農産物  | キノコ類(野生のものに限る。) | <b>H24.9.20～：駒井沢町、御代田町</b><br><b>H24.10.1～：小海町、南牧村</b><br><b>H24.10.1～：佐久市</b><br><b>H25.10.1～：小諸市</b><br><b>H25.10.21～：佐久穂町</b>  |
|      | こしあぶら           | <b>H26.5.21～：長野市、輕井沢町</b><br><b>H26.5.28～：中野市、野沢温泉村</b>   |
| 静岡県  |                 | 出荷制限  |
| 農産物  | キノコ類(野生のものに限る。) | <b>H24.11.5～：御殿場市、小山町</b>   |
|      | 茶               | <b>H25.10.3～：富士宮市、富士市</b>   |

\* [ ] の箇所は、出荷制限の対象

# (参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成26年8月25日現在

| 福島県                       | 摂取制限   |
|---------------------------|--|
| 非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)     | <p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字と田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村</p> <p>H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p>    |
| 結球性葉菜類(キャベツ等)             | <p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字と田城の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p>                         |
| 野菜                        | <p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.4解除：いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町</p> <p>H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字業師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字と田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村</p> <p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)</p> |
| アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等) | <p>H23.4.13～：飯館村</p> <p>H23.9.8～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)</p> <p>H23.9.15～：いわき市、棚倉町</p> <p>H23.9.20～：南相馬市</p> <p>H26.8.22～：西会津町</p>   |
| 水産物                       | <p>イカナゴの稚魚 H23.4.20～H24.6.22解除：全域</p> <p>ヤマメ(養殖を除く。) H24.3.29～：新田川(支流を含む。)</p>   |
| 肉                         | <p>イノシシの肉 H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村</p> <p>H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</p>  |

※■の箇所は摂取制限の対象